

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告らは、原告に対して、連帯して 次 金の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日 の翌日 } 年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告ら の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年 (2010年) 1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する (甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である (甲2)。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年 (2013年) 12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年 (2014年) 1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>3被告はいずれも農業を専門的に扱うメディアである。うち被告1及び2はJAグループに所属する。中西さんが「脳響」の2つ目の意味に「農協 (のうきょう) 」を挙げていたことに関連するが、脳響水は、中西さんが平成20年 (2008年) 5月から嘱託職員としてJA茨城県厚生連総務部人事教育課で県内6病院看護部の統括を担当していた頃の、厚生連と農協のコラボレーション事業「食育と健康」がきっかけで誕生した。また、JA全国中央会が推進する国産農畜産物の消費拡大を目的とした「みんなの良い食プロジェクト」に呼応した取り組みでもあった。その当時、中西さんはレジ袋を使った「心袋操 (しんたいそう) 」を考案し、健康体操の分野でも一目置かれる存在であった。被告らが中西さんをいわば「JAの宝」のように取り上げたことにはこうした背景があった (甲3、甲4、甲5)。中西さんがJAを離れた後も報道は続いた。しかし、問題発覚後、状況が一変した。関係者から真相究明を求められた原告と中西さんは被告らに訂正報道の必要性を訴えかけたが、一切応じられなかった。よって、原告はその責任を問うため、被告らに対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて (2012年9月、2013年3月) 甲2：脳響水をめぐる報道について (2012年2月26日、2011年12月19日) 甲3：『日本農業新聞』の記事 (2010年7月9日～2013年4月14日) 甲4：『家の光』の記事 (2011年3月) 甲5：『現代農業』の記事 (2012年12月)</p>